

補章

アメリカの大学による舞台芸術公演事業と それに対する評価の概念

——日本の公共ホールとの比較考察

石井 明

アメリカの大学と日本の公共ホールを比較する意義

日本において、一般市民に対する舞台芸術の鑑賞機会の提供は、主に都市部で行われている民間事業を除いては、戦後間もなく施行された「社会教育法」や平成に制定された「音楽振興法」などが根拠となって、国や地方自治体が公共ホールを積極的に建設し、催し物を自主的に企画する形で行われてきた。このような舞台芸術公演事業には、これまで述べられてきたように、多額な公的資金が用いられてきている。公共ホールの建設費だけでなく、その運営・管理費（人件費を含む）、そしてさらには、入場料収入で利益が生じないことが多いため、企画事業費のかかなりの部分まで、公的資金に依存されてきた。これに対してアメリカでは、連邦政府または州政府が公共ホールを建設し、それを用いて主導的に舞台芸術公演事業を定期的に地域住民に向けて行っている例はほとんどない。これは、両国における文化的、あるいは社会的・政治的背景の違いに由来しているかと思われる。

アメリカにおいて、日本の公共ホールが行っている活動に類似しているのは、アメリカの大学の多くが行っている、大学主催の形で催される舞台芸術公演の企画の数々である。日本では公共ホールが、古くは公民館を出発点と